

令和 7 年度 墨田区一般任期付職員採用選考案内

令和 7 年 1 1 月 7 日
墨 田 区

- 申込受付期間 令和 7 年 1 1 月 7 日（金）午前 9 時～令和 7 年 1 2 月 5 日（金）午後 5 時
- 申込受付方法 インターネット申込
- 選考実施日 第一次選考 書類審査
第二次選考 令和 8 年 1 月中旬（予定）

一般任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第 3 条第 2 項の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務にあらかじめ任期を定めて採用する職員です。

勤務条件については、原則として任期の定めのない常勤職員と同様ですが、一部例外があります。

1 募集概要等

募集職名	子ども・子育て支援部参事（こども家庭センター長（仮称））
採用予定数	1 名
受験資格	（１）日本国籍を有する者 （２）地方公務員法第 16 条のいずれにも該当しない者 （３）児童相談所での管理職としての業務従事歴を有する者 （４）子ども家庭支援センター業務従事歴を有する者 （５）現に墨田区の常勤職員（任期付職員※は除く）でない者
職務内容	（１）こども家庭センターの統括マネジメントに関すること （２）こども家庭センターにおける職員の人材育成に関すること （３）都児相誘致に向けた調整等に関すること
勤務予定先	すみだ保健子育て総合センター

※ 任期付職員とは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている者をいいます。

2 任期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

3 選考方法・日程等

(1) 第一次選考

選 考 方 法	書類審査
結 果 通 知	令和7年12月下旬（予定） ※申込者全員に通知します

(2) 第二次選考

実 施 月 日	令和8年1月中旬（予定） ※詳細は、第一次選考結果通知の際にお知らせします
場 所	墨田区役所
選 考 方 法	個別面接
結 果 通 知	令和8年1月下旬予定 ※面接受験者全員に通知します

※ 最終合格は、特別区人事委員会の承認後となります

4 受験手続

インターネット申込みにより時間に余裕をもって申し込んでください。

申込方法	①下記申込URLへアクセス（墨田区電子申請サービス（LoGo フォーム）の墨田区任期付職員採用選考申し込みページ）へアクセス ②画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請	
申込URL	【採用選考申し込みページ】 墨田区電子申請サービス（LoGo フォーム） https://logoform.jp/form/DnDq/1318344	
申込期間	令和7年11月7日（金）午前9時から 令和7年12月5日（金）午後5時まで 【期間内受信有効】	

◆ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメール（到達通知）が送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。

◆ インターネットでの申込みが出来ない場合は、問合せ先へ連絡してください。

5 給与等（令和7年4月1日時点）

月 額	【例】大卒、経験年数30年の場合 約760,000円 ※年齢、採用までの職務経験等に応じて、墨田区の「職員の給与に関する条例」ほか関係諸規定に基づき決定します。 ※地域手当を含み、各種控除前の金額です。 ※給与改定があった場合は、その定めるところによります。
手 当	条例等の定めるところにより、期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給されます。
勤務時間	月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分 1日実働7時間45分、1週間につき38時間45分勤務
休 暇 等	年次有給休暇20日、夏季休暇5日 その他、慶弔休暇等があります
受動喫煙防止 のための措置	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所がある場合あり)

6 問い合わせ先

墨田区総務部職員課人事係（区役所8階）

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20

【電 話】03-5608-6244（直通）

【ホームページ】<https://www.city.sumida.lg.jp>

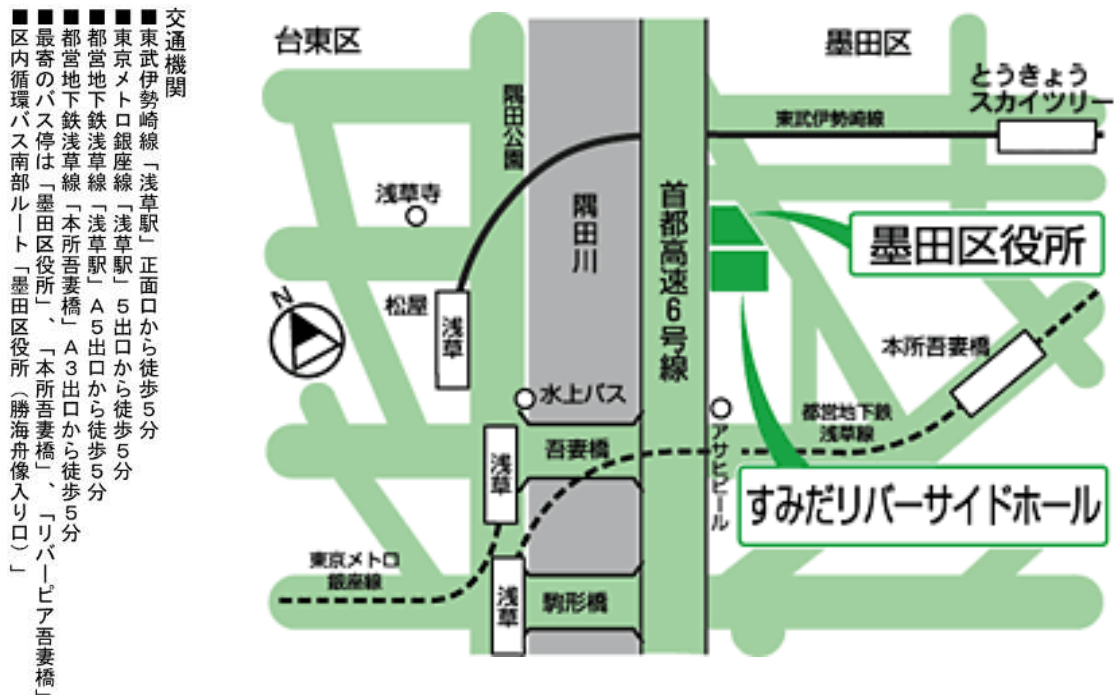


ひと、つながる。
墨田区



墨田区任期付職員 HP

【墨田区役所案内図】



《 参考 》地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。